更新前(2025年4月1日料金メニュー追加)

更新後(2025年12月1日改定)

|別表 1 | 料金メニュー表 契約種別 北海道電力ネットワーク管内

I. 定額電灯

(4) 料金

(北海道電力ネットワーク管内)

イ 需要家料金需要家料金は、1月につき次のとおりとします。

1 契約につき 92 円 57 銭

口 電灯料金

(イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。

10 ワットまでの 1 灯につき	127円37銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	237円35銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	457 円 28 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	677 円 22 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,117円09銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	558円56銭

- (ロ)ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量を算定 し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用しま す。
- (ハ)多灯式けい光灯等は、その合計によって容量を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。

50 ボルトアンペアまでの1機器につき	412円95銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機	754円 03 銭
器につき	
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアン	377円01銭
ペアまでごとに	

Ⅱ-2-1. 従量電灯B

(5) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 10 アンペア	289円67銭
契約電流 15 アンペア	488円96銭
契約電流 20 アンペア	688円25銭
契約電流 30 アンペア	1,086円82銭
契約電流 40 アンペア	1,485円40銭
契約電流 50 アンペア	1,883円97銭
契約電流 60 アンペア	2,282円54銭

I. 定額電灯

(4) 料金

(北海道電力ネットワーク管内)

イ 需要家料金需要家料金は、1月につき次のとおりとします。

1 契約につき 92 円 57 銭

口 電灯料金

(イ)電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。

10 ワットまでの 1 灯につき	130円17銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	242 円 94 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	468円45銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	693円97銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,145円00銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	572円52銭

- (ロ)ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量を算定 し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用しま す。
- (ハ)多灯式けい光灯等は、その合計によって容量を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量に応じ1月につき次のとおりとします。

50 ボルトアンペアまでの1機器につき	421 円 29 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機	770円71銭
器につき	
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアン	385円36銭
ペアまでごとに	

Ⅱ-2-1. 従量電灯B

(5) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 10 アンペア	304円92銭
契約電流 15 アンペア	511円83銭
契約電流 20 アンペア	718円74銭
契約電流 30 アンペア	1,132円56銭
契約電流 40 アンペア	1,546円38銭
契約電流 50 アンペア	1,960円20銭
契約電流 60 アンペア	2,374円02銭

更新前(2025年4月1日料金メニュー追加)

更新後(2025年12月1日改定)

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

新旧比較表

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35円00銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの1キロ	41 円 22 銭
ワット時につき	
280 キロワット時をこえる1キロワット時につき	44円91銭

(ハ)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします

1契約につき	413円 02銭
--------	----------

Ⅱ-3. 従量電灯C

(4) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	398円 57 銭
-------------------	-----------

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35円00銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの1キロ	41円22銭
ワット時につき	
280 キロワット時をこえる1キロワット時につき	44円91銭

Ⅲ. 低圧動力

(4) 料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力1キロワットにつき	1,002円86銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワットにつき	30 円 47 銭

IV-2-1. 臨時電灯B

(4) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

(口)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35円33銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの1キロ	41円56銭
ワット時につき	
280 キロワット時をこえる1キロワット時につき	45 円 24 銭

(ハ)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

Ⅱ-3. 従量電灯C

(4) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	413 円 82 銭
-------------------	------------

(口)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35円33銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロ	41円56銭
ワット時につき	
280 キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円24銭

Ⅲ. 低圧動力

(4) 料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約電力 1 キロワットにつき | 1,030 円 09 銭 |

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

IV-2-1. 臨時電灯B

(4) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

更新前(2025年4月1日料金メニュー追加)

更新後(2025年12月1日改定)

契約電流10アンペアにつき 436円14銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき 49円36銭

IV-3. 臨時電灯C

(4) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき 436円14銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき 49円36銭

V公衆街路灯

V-1. 公衆街路灯A

(2) 料金

(イ)需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	81円68銭
--------	--------

(口)電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。

10 ワットまでの1灯につき	121 円 93 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	226円46銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	435円50銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	644円55銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,062円64銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	531円33銭

(ハ)小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	390円 08銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	714円83銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルト アンペアまでごとに	357円41銭

V-2.公衆街路灯B

(4) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場

契約電流10アンペアにつき 452円92銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

| 1キロワット時につき | 49円73銭 |

IV-3. 臨時電灯 C

(4) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき 452円92銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1	チロワット時につき	49円73銭
---	-----------	--------

V公衆街路灯

V-1. 公衆街路灯A

(2) 料金

(イ)需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	81円68銭
1 契約につき	81円68類

(口)電灯料金

a電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとします。

	10 ワットまでの 1 灯につき	124円72銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	232円05銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	446円67銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	661円30銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,090円55銭
Γ	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	545 円 29 銭

(ハ)小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ1月につき次のとおりとします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	398 円 43 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	731円 50銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルト アンペアまでごとに	365 円 76 銭

V-2.公衆街路灯B

(4) 料金

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場

電気需給約款 新旧比較表 2025年12月1日

更新前(2025年4月1日料金メニュー追加)

更新後(2025年12月1日改定)

合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

374 円 72 銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき

33円64銭

(ハ)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき 371 円 72 銭

合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

394円33銭

(口)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき

33円98銭

(ハ)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1契約につき

381円31銭